

東京都障害者グループホーム都単価表（運営費以外の助成）

○加算（単価／日額）

項 目	金 額	摘 要
通過型加算	9 2 6 円	—
夜間加算	9 9 1 円	—
精神科医療連携体制加算	3 3 0 円	平成 3 1 年 1 月 1 日から適用

○家賃助成（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。）

区分	入居者の所得額	摘 要
1	月額 7 3, 0 0 0 円 未満	月額 2 4, 0 0 0 円 ただし、家賃の額が 2 4, 0 0 0 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第 3 4 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
2	月額 7 3, 0 0 0 円 以上 9 7, 0 0 0 円 未満	月額 1 2, 0 0 0 円 ただし、家賃の額が 1 2, 0 0 0 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第 3 4 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。

※所得基準等は別表 3 による。

○施設借上費（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）

施設借上費額	摘 要
月額 6 9, 8 0 0 円 ただし、家賃の額が 6 9, 8 0 0 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第 3 4 条第 1 項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	① 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金 ② 生活保護対象者の住宅扶助は除く。

○施設借上費（通過型に限る。）

施設借上費額	摘 要
月額 6 9, 8 0 0 円	1 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金 2 交流室（1 室）の家賃、更新料及び礼金

○開設準備経費（主たる対象が精神障害者であるグループホームに限る。）

基準額	摘 要
3 0 9, 0 0 0 円	○開設に必要な備品の購入費 ○備品購入に伴う設備工事費 ※援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。